

平成24年6月6日

株主各位

第14期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

SBIホールディングス株式会社

目 次

連結計算書類の連結注記表 . . . 1 ページ

計算書類の個別注記表 12 ページ

連結計算書類の注記事項及び計算書類の注記事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sbigroup.co.jp/investors/index.html>) に掲載することにより株主の皆様提供させていただきます。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 118社
- ・主要な連結子会社の名称

「事業報告 I. 当企業グループの現況 3. 重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

なお、前連結会計年度末（平成23年3月31日）から29社増加し、23社減少いたしました。

- ・設立、取得により増加した主な会社等
 - 思佰益(中国)投資有限公司
 - SBI-R&D投資事業有限責任組合
 - SBIフェニックス1号投資事業有限責任組合
 - SBI Value Up Fund 2号投資事業有限責任組合
 - 日本震災パートナーズ(株)
 - 他15社
 - ・重要性が増したことにより増加した主な会社等
 - SBI Hong Kong Holdings Co., Limited（平成24年3月9日付でSBI Hong Kong Co., Limitedより商号変更しております。）
 - SBI Royal Securities Plc.（平成23年11月17日付でSBI Phnom Penh Securities Co., Ltd.よりSBI Phnom Penh Securities Plc.へ商号変更し、その後、平成24年1月16日付でSBI Royal Securities Plc.に商号変更しております。）
 - SBIファンドバンク(株)
 - SBIレミット(株)
 - 他5社
 - ・合併により減少した主な会社等
 - SBIプロパティ・アドバイザーズ(株)
 - 他9社
 - ・売却により減少した主な会社等
 - SBIベリトランス(株)
 - ホメオスタイル(株)
 - 他8社
 - ・清算により減少した主な会社等
 - SBIメザニンファンド1号
 - 他2社
- #### (2) 主要な非連結子会社の名称等
- ・主要な非連結子会社の名称
 - (株)サーチナ

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち子会社としなかった会社等の名称等

・会社等の名称

(株)ナルミヤ・インターナショナル 他

・子会社としなかった理由

当企業グループの営業目的であるベンチャー企業の投資育成等のために取得したものであり、傘下に入れる目的ではないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 1社

会社の名称

S B I ジャパンネクスト証券(株)

(2) 持分法を適用した関連会社の数 20社

主要な会社の名称

住信S B I ネット銀行(株)

(株)ソルクシーズ

SBI Investment KOREA Co., Ltd.

なお、持分法を適用した関連会社は、前連結会計年度末（平成23年3月31日）から13社増加し、1社減少いたしました。増加した主な会社はFPT Securities Joint Stock Company、Commercial Bank <<Ob'edinennyi Investitsionnyi Bank>> (limited liability company)、PT BNI SECURITIES、上海新証財經信息咨询有限公司及びKLab Ventures(株)（平成24年2月15日付でStartup Laboratory(株)より商号変更しております。）であり、新たに取得または設立したため、持分法適用の範囲に含めております。減少した会社は売却した連結子会社S B I ベリトランス(株)の関連会社であります。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

・主要な会社等の名称

(株)サーチナ

NEW HORIZON PARTNERS LTD.

・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等

・会社等の名称

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人 他

・関連会社としなかった理由

当企業グループの営業目的であるベンチャー企業の投資育成等のために取得したものであり、傘下に入れる目的ではないためであります。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ・トレーディングに関する有価証券等 …… 時価法
- ・トレーディング関連以外の有価証券等
その他有価証券（営業投資有価証券を含む）
 - 時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの …… 移動平均法による原価法
- なお、一部の在外連結子会社については、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）に基づき「その他有価証券」を公正価値により評価しております。
- ・投資事業組合等への出資
連結の範囲に含めた投資事業組合等への出資を除き、投資事業組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、投資事業組合等の純資産を当社及び連結子会社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券（流動資産）または投資有価証券（固定資産）として計上しております。
- ・デリバティブ …… 時価法
- ・たな卸不動産 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しており、リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。また、在外連結子会社は主に定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物5～50年、工具、器具及び備品4～20年であります。
- ・無形固定資産
定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能見込期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（3年以内）に基づく定額法、リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ・投資損失引当金
当連結会計年度末に有する営業投資有価証券及び投資有価証券の損失に備えるため、投資先会社等の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。
- ・貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ・賞与引当金
一部の連結子会社では、従業員に対する賞与の支給に充てるため、次期支給見込額のうち当期対応分の金額を計上しております。

- ・退職給付引当金
 - 一部の連結子会社では、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。なお、退職給付引当金の算定にあたり簡便法を採用しております。
 - ・金融商品取引責任準備金
 - 一部の連結子会社では、証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。
 - ・価格変動準備金
 - 一部の連結子会社では、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- ・売上高及び売上原価
 - 売上高には、投資事業組合等管理収入、営業投資有価証券売上高、不動産関連売上高、証券取引関連収益等が含まれており、売上原価には営業投資有価証券売上原価、投資損失引当金繰入額、不動産関連売上原価等が含まれております。
 - ・営業投資有価証券売上高及び営業投資有価証券売上原価
 - 営業投資有価証券売上高には、投資育成目的の営業投資有価証券から生ずる収益を計上し、同売上原価には、売却有価証券帳簿価額、評価損等を計上しております。
 - ・投資事業組合等管理収入
 - 投資事業組合等管理収入には、連結の範囲に含まれない投資事業組合等に係る投資事業組合等設立報酬、同管理報酬及び同成功報酬が含まれており、投資事業組合等管理報酬については、契約期間の経過に伴い契約上收受すべき金額を収益として計上し、同設立報酬及び同成功報酬については、収入金額確定時にその収入金額を収益として計上しております。
 - ・完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 - 請負工事に係る収益の計上基準については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
 - ・証券取引関連収益
 - 証券取引関連収益には、証券売買取引に伴う委託手数料、新規公開株式の引受・売出手数料、株式の募集・売出しの取扱手数料等の収入を計上しております。
 - ・ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
 - リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
 - ・金融費用及び資金原価
 - 信用取引に伴う支払利息及び現先取引費用等ブローカレッジ&インベストメントバンキング事業等に係る金融費用については、売上原価に計上しております。一部の連結子会社では、支払利息を資産の平均残高に基づいて営業資産（リース債権及びリース投資資産等）に係るものと非営業資産に係るものとにそれぞれ分割し、営業資産に係る支払利息を売上原価に計上しております。なお、長期かつ大型の不動産開発事業に係る正常な開発期間中の支払利息は、たな卸不動産の取得原価に算入しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日（仮決算日含む）の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務

b. ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：社債、借入金

・ヘッジ方針

a. 外貨建取引につき、為替相場の変動によるリスクを回避するため為替予約を行っております。

b. 変動金利の固定化により将来の金利変動リスクを軽減することを目的としております。

・ヘッジ有効性評価の方法

a. 為替予約の振当処理の要件を充たしているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

b. ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却に関する事項

のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積ることができるものはその見積り期間で、その他のものは20年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生時一括償却をしております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 投資事業組合等への出資に係る会計処理

子会社に該当する投資事業組合等のうち連結の範囲に含まれない投資事業組合等への出資に係る会計処理は、投資事業組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、当該組合等の純資産及び収益・費用を当社及び連結子会社の出資持分割合に応じて、投資有価証券（固定資産）及び収益・費用として計上しております。

子会社に該当しない投資事業組合等のうち営業投資目的による投資事業組合等への出資に係る会計処理は、投資事業組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、当該組合等の純資産及び収益・費用を当社及び連結子会社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券（流動資産）及び収益・費用として計上しております。

子会社に該当しない投資事業組合等のうち営業投資目的以外の目的による投資事業組合等への出資に係る会計処理は、投資事業組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、当該組合等の純資産及び純損益を当社及び連結子会社の出資持分割合に応じて、投資有価証券（固定資産）及び営業外損益として計上しております。

② 繰延資産の処理方法

・株式交付費

定額法により3年間で償却しております。

・社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

・保険業法第113条繰延資産

保険業法第113条繰延資産の償却は、保険業を営む連結子会社の定款の規定に基づいて行っております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、当社は税抜方式、連結子会社は主に税抜方式によっております。

追加情報に関する注記

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(株式給付信託<従業員持株会処分型>の会計処理)

当社は、平成23年9月29日開催の取締役会決議に基づき、社員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、「株式給付信託<従業員持株会処分型>」(以下、「株式給付信託」)を導入いたしました。

株式給付信託の会計処理については、当社と株式給付信託は一体であるとする会計処理を行っており、株式給付信託が所有する当社株式を自己株式として処理するとともに、株式給付信託の資産及び負債並びに費用及び収益を当社の連結貸借対照表及び連結損益計算書に含めて計上しております。また、1株当たり情報の算出にあたっては、株式給付信託が所有する当社株式数を自己株式数に含めております。なお、平成24年3月31日現在における株式給付信託が所有する自己株式数は70,604株であります。

(法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることになりました。

これらの税率の変更及び欠損金の繰越控除制度の変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は、2,265百万円減少し、法人税等調整額は、2,260百万円増加しております。

(連結納税制度の適用)

当社及び当社の一部の連結子会社は、平成23年12月に連結納税の承認申請を行い、翌連結会計年度より連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号 平成23年3月18日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号 平成22年6月30日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

現金及び預金	1百万円
受取手形及び売掛金	417百万円
営業投資有価証券	1,291百万円
営業貸付金	3,047百万円
たな卸不動産	537百万円
流動資産 その他	3,407百万円
建物	4,391百万円
土地	5,475百万円
投資有価証券	1,314百万円
計	19,883百万円

上記は、短期借入金1,318百万円、1年内返済予定の長期借入金1,402百万円、1年内償還予定の社債60百万円、長期借入金12,040百万円及び社債480百万円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

8,489百万円

3. 保証債務

信用保証

信用保証業務として金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

保証債務残高 47,169百万円

4. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は以下のとおりであります。

金融商品取引責任準備金	金融商品取引法第46条の5
価格変動準備金	保険業法第115条

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数
普通株式 22,451,303株
2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び数
普通株式 442,093株 (※)
(※)「追加情報に関する注記」に記載のとおり、当社と株式給付信託は一体であるとする会計処理を行っており、株式給付信託が所有する当社株式を含めて記載しております。
3. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額等
平成23年4月27日開催の取締役会決議による配当に関する事項
 - ・配当金の総額 2,391百万円
 - ・1株当たり配当額 120円
 - ・基準日 平成23年3月31日
 - ・効力発生日 平成23年6月9日
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成24年4月26日開催の取締役会決議による配当に関する事項
 - ・配当金の総額 2,207百万円
 - ・1株当たり配当額 100円
 - ・基準日 平成24年3月31日
 - ・効力発生日 平成24年6月7日
4. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 242,088.18株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、投資事業、ファンド運営事業、証券事業、リース事業、貸付事業、カード事業、保険事業等、広範な金融関連事業を営んでおり、特定企業や分野へリスクが過度に集中することのないよう、分散を図っております。これらの事業を行うために必要となる資金は、市場環境や長短のバランスを考慮して、銀行借入による間接金融、社債やエクイティファイナンス等の直接金融、証券金融会社との取引等により調達しております。

また、当社及び一部の連結子会社が行っているデリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引、株価指数先物取引、外国為替証拠金取引等であります。為替予約取引及び金利スワップ取引については、原則としてヘッジ目的の取引に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。株価指数先物取引については、日計りを中心とする短期取引であり、取引の規模について上限を設けております。外国為替証拠金取引については、顧客との相対取引を基本とし、ポジション管理基準に基づき、カウンターパーティとのカバー取引を実施しております。

当社は、当企業グループの財務の健全性及び業務の適切性を確保するため、取締役会が定めるリスク管理規程及びグループリスク管理規程に従い、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めるとともに、リスク管理部門を設置しております。同部門において、当企業グループのリスクの状況を定期的または随時把握し、信用リスク、市場リスク、流動性リスクを把握・分析し、適切な方法による統合的なリスク管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	146,055	146,055	—
(2) 受取手形及び売掛金	11,106	11,038	△68
(3) リース債権及びリース投資資産	13,829	13,903	73
(4) 有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	58,918	58,918	—
関連会社株式	5,165	3,417	△1,747
(5) 預託金	663,065	663,065	—
(6) 営業貸付金	42,281		
貸倒引当金 (*1)	△548		
	41,732	42,754	1,021
(7) トレーディング商品			
売買目的有価証券	296	296	—
(8) 信用取引資産	260,048	260,048	—
(9) 短期差入保証金	16,800	16,800	—
資産計	1,217,019	1,216,298	△720
(1) 短期借入金	103,915	103,915	—
(2) 未払法人税等	4,875	4,875	—
(3) 信用取引負債	170,800	170,800	—
(4) 有価証券担保借入金	76,592	76,592	—
(5) 受入保証金	289,405	289,405	—
(6) 顧客からの預り金	347,952	347,952	—
(7) 社債 (*2)	90,540	91,038	498
(8) 長期借入金 (*3)	36,654	36,491	△163
負債計	1,120,736	1,121,072	335
デリバティブ取引 (*4)	1,191	1,191	—

(*1) 営業貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内償還予定の社債を含めて記載しております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、上表は合計で正味の債権を示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

※ 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

資 産

(1) 現金及び預金、(5) 預託金、(9) 短期差入保証金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるものについては、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。長期間にわたって決済される割賦売掛金等については、債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) リース債権及びリース投資資産

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券、(7) トレーディング商品

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格等によっております。投資事業組合等への出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行った上、当該時価に対する持分相当額を投資事業組合等への出資金の時価とみなして計上しております。なお、一部の在外連結子会社は株式等を公正価値で測定しております。

(6) 営業貸付金

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、企業再生等を営業目的とする一部の連結子会社における貸付金については、個別に回収可能性を勘案した貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(8) 信用取引資産

信用取引資産のうち、信用取引貸付金については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。なお、これらのうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。信用取引資産のうち、信用取引借証券担保金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

「(7) 社債」及び「(8) 長期借入金」を除き、各負債は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、また、社債を発行した連結会社の信用状態に発行後大きな変動はないと考えられることから、時価は当該帳簿価額によっております。また、固

定金利によるものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、発行から償還までの期間が1年以内の社債については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、借入を実行した連結会社の信用状態に実行後大きな変動はないと考えられることから、時価は当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

トレーディング商品に含まれるデリバティブ取引については、連結決算日の直物為替相場等に基づき算定しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	99,716
子会社株式及び関連会社株式	45,921

これらは、非上場株式や、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されている投資事業組合等への出資金等であり、「(4) 有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 18,489円18銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 145円58銭 |

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(3) 投資事業組合等への出資

当社の子会社に該当する投資事業組合等のうち連結の範囲に含めた投資事業組合等については、当社の決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、当該組合等の純資産を当社の出資持分割合に応じた、その他の関係会社有価証券（固定資産）として計上しております。

当社の子会社に該当する投資事業組合等のうち連結の範囲に含めない投資事業組合等については、当該組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、当該組合等の純資産を当社の出資持分割合に応じた、その他の関係会社有価証券（固定資産）として計上しております。

当社の子会社に該当しない投資事業組合等については、当該組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、当該組合等の純資産を当社の出資持分割合に応じた、営業投資有価証券（流動資産）として計上しております。

なお、投資事業組合等が保有する当社の関係会社株式のうち当該組合等への当社の出資持分相当額については、関係会社株式（固定資産）として計上しております。

(4) 販売用不動産の評価基準及び評価方法

・販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(5) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は建物5～50年、工具、器具及び備品4～20年、車両運搬具5～6年であります。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能見込期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 投資損失引当金

当事業年度末に有する営業投資有価証券及び関係会社株式等の損失に備えるため、投資先会社の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

(2) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 売上高及び売上原価

売上高には、営業投資有価証券売上高、不動産関連売上高、受取配当金等が含まれており、売上原価には営業投資有価証券売上原価、投資損失引当金繰入額、不動産関連売上原価等が含まれております。

(2) 営業投資有価証券売上高及び営業投資有価証券売上原価

営業投資有価証券売上高には、投資育成目的の営業投資有価証券の売上高、受取配当金及び受取利息を計上し、同売上原価には、売却有価証券帳簿価額、支払手数料、評価損等を計上しております。

(3) 受取配当金

子会社及び関連会社からの配当金を受取配当金として売上高に計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

・株式交付費

定額法により3年間で償却しております。

・社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務

なお、当事業年度末においては、為替予約の残高はありません。

・ヘッジ方針

外貨建取引につき、為替相場の変動によるリスクを回避するため為替予約を行っております。

・ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の振当処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(4) 投資事業組合等への出資に係る会計処理

当社の子会社に該当する投資事業組合等のうち連結の範囲に含めた投資事業組合等については、当社の決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、当該組合等の純資産及び収益・費用を当社の出資持分割合に応じて、その他の関係会社有価証券（固定資産）及び収益・費用として計上しております。

当社の子会社に該当する投資事業組合等のうち連結の範囲に含めない投資事業組合等については、当該組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、当該組合等の純資産及び収益・費用を当社の出資持分割合に応じて、その他の関係会社有価証券（固定資産）及び収益・費用として計上しております。

当社の子会社に該当しない投資事業組合等については、当該組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、当該組合等の純資産及び収益・費用を当社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券（流動資産）及び収益・費用として計上しております。

なお、投資事業組合等が保有する当社の関係会社株式及び関係会社株式に係る売却損益のうち当該組合等への当社の出資持分相当額については、関係会社株式（固定資産）及び関係会社株式売却損益（特別損益）として計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

控除対象外の消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

追加情報に関する注記

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(株式給付信託《従業員持株会処分型》の会計処理)

当社は、平成23年9月29日開催の取締役会決議に基づき、社員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、「株式給付信託《従業員持株会処分型》」（以下、「株式給付信託」）を導入いたしました。

株式給付信託の会計処理については、当社と株式給付信託は一体であるとする会計処理を行っており、株式給付信託が所有する当社株式を自己株式として処理するとともに、株式給付信託の資産及び負債並びに費用及び収益を当社の貸借対照表及び損益計算書に含めて計上しております。また、1株当たり情報の算出にあたっては、株式給付信託が所有する当社株式数を自己株式数に含めております。なお、平成24年3月31日現在における株式給付信託が所有する自己株式数は70,604株であります。

(連結納税制度の適用)

当社及び当社の一部の連結子会社は、平成23年12月に連結納税の承認申請を行い、翌事業年度より連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号 平成23年3月18日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号 平成22年6月30日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

関係会社株式 154,592百万円

上記は短期借入金79,900百万円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,638百万円

3. 保証債務

(1) 関係会社の営業債務に対する保証額 2,310百万円

(2) その他

当社の連結子会社であるSBIリクイディティ・マーケット株式会社は、外国為替証拠金取引における銀行カバー取引を行っております。当該事業に係る、取引先金融機関に対する同社の現在及び将来的に発生する債務に対し、当社が信用保証を供与する契約及び連帯保証する契約を締結しております。なお、当事業年度末において未決済の債務残高はないため、保証債務は発生しておりません。

また、当社の連結子会社である株式会社SBI証券が顧客との間で行う通貨保証金取引に連動してSBIリクイディティ・マーケット株式会社との間で行う外国為替取引に関し、株式会社SBI証券がSBIリクイディティ・マーケット株式会社に対して負担するすべての債務を当社が連帯保証しております。なお、当事業年度末において未決済の債務残高はないため、保証債務は発生しておりません。

4. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

(1) 短期金銭債権 65,060百万円

(2) 長期金銭債権 2,479百万円

(3) 短期金銭債務 81,395百万円

(4) 長期金銭債務 4,473百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	11,716百万円
(2) 仕入高	5,504百万円
(3) 営業取引以外の取引高	45,291百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	442,093株※
------	-----------

※「追加情報に関する注記」に記載のとおり、当社と株式給付信託は一体であるとする会計処理を行っており、株式給付信託が所有する当社株式を含めて記載しております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、有価証券評価損及び税務上の繰越欠損金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、組織再編に係る影響額であります。

2. 法人税率の変更等による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることになりました。

これらの税率の変更及び欠損金の繰越控除制度の変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は329百万円減少し、法人税等調整額は332百万円増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権の所有割合 (注) 1	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	S B I インベストメント㈱	所有 100%	役員 の 兼任	資金の貸付(注) 2	16,700	短期貸付金	7,500
子会社	S B I インキュベーション㈱	所有 100% (79.8%)	役員 の 兼任	資金の貸付(注) 2	18,806	短期貸付金	9,848
子会社	イ ー ・ リ サ ー チ ㈱	所有 100% (100%)	な し	資金の貸付(注) 2	8,100	短期貸付金	8,100
子会社	SBI ALA Hong Kong Co., Limited	所有 100% (100%)	役員 の 兼任	増 資 の 引 受	8,441	-	-
子会社	S B I カ ー ド ㈱	所有 100% (100%)	役員 の 兼任	資金の貸付(注) 2	30,235	短期貸付金	11,653
子会社	S B I ギ ャ ラ ン テ ィ ㈱	所有 100% (100%)	な し	資金の貸付(注) 2	6,227	短期貸付金	451
子会社	㈱セムコーポレーション	所有 79.7% (57.1%)	役員 の 兼任	資金の貸付(注) 2	19,100	短期貸付金	9,300
子会社	S B I 損 害 保 険 ㈱	所有 85.5%	役員 の 兼任	増 資 の 引 受	8,200	-	-
子会社	SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD.	所有 100%	役員 の 兼任	増 資 の 引 受	14,633	-	-
子会社	SBI Hong Kong Holdings Co., Limited	所有 100%	役員 の 兼任	増 資 の 引 受	33,748	-	-
				関係会社株式の売却 (注) 3	40,345	未 収 入 金	6,640
子会社	S B I H U K L I M I T E D	所有 100%	な し	増 資 の 引 受	21,354	-	-
子会社	合 同 会 社 ア ル ベ リ ヒ	所有 100% (100%)	な し	資金の貸付(注) 2	7,710	短期貸付金	3,840
子会社	㈱ S B I 証 券	所有 100%	役員 の 兼任	資金の借入(注) 2	322,600	短期借入金	79,900
				担保の提供(注) 4	154,592	関係会社株式	154,592

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
 2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利息を合理的に決定しております。
 3. 関係会社株式の売却価格は、独立した第三者による株価算定書等を勘案して決定しております。
 4. 担保の提供については、同社に対する短期借入金に対して、関係会社株式を担保に提供しているものであります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	16,406円06銭
2. 1株当たり当期純利益	726円14銭

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。